

## 社会保険診療報酬支払基金役員候補者の公募について

社会保険診療報酬支払基金の公益代表役員候補者を公募しますので、お知らせいたします。詳しくは下記を御覧ください。

### 記

1 公募を実施する法人

社会保険診療報酬支払基金

2 公募する役員候補者の役職

理事長（常勤） 1名

3 任期

令和8年4月1日～令和8年9月30日

機構改組後任期：令和8年10月1日～令和11年9月30日（予定）

4 職務内容等

職務内容、待遇その他詳細については職務内容書をご覧ください。

5 応募期限

令和8年2月9日（月）必着

6 応募に関する問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金 人事部人事課

〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3

電話 03（3591）7441 FAX 03（3591）6707

E-mail : [kikin48jinji@ssk.or.jp](mailto:kikin48jinji@ssk.or.jp)

## 職務内容書

### 社会保険診療報酬支払基金 理事（理事長ポスト）

#### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、診療報酬の審査・支払を通じて、公的医療保険制度の円滑な運営を支え、発展させていく役割を担っています。また、支払基金改革におけるＩＣＴの最大限の活用による審査事務の効率化・高度化を進めることにより、継続的に審査実績の向上や審査結果の不合理な差異の解消を着実に推進していくことが求められています。

また、保険証の新規発行停止後のオンライン資格確認等システムの円滑な運営と、マイナ保険証の利用環境の整備を図る役割を担っています。

さらに、今般成立した「医療法等の一部を改正する法律」により、オンライン資格確認等システムの基盤を活用しながら、医療情報化推進業務（いわゆる「医療ＤＸ業務」）を担い、医療ＤＸに関連するシステムの開発・運用主体として、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保する組織へと抜本改組することが予定されています。

このような状況を踏まえ、今回の公募の対象である理事長ポストには、医療全体の発展に資するため支払基金に求められている取組の達成に向け、厚生労働省をはじめとする関係機関と連絡調整を図りながら、強いリーダーシップと改革意欲を持って、職員の士気の向上や説明責任の履行の徹底に努め、組織のトップとして業務を適正かつより効率的に運営することができる人材を求めています。

### 1 機関名：社会保険診療報酬支払基金

#### (法人の業務概要)

支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）であって、医療機関から請求された診療報酬（医療費）の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民にとって大切な医療保険制度を支えている。

また、医療法等の一部を改正する法律（以下「医療法等一部改正法」という。）により、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」（以下「機構」という。）として改組され、電子処方箋管理サービスや電子カルテ情報共有サービス、保健医療等関連情報の収集、整理、分析並びにその結果の活用の促進並びにこれらのための情報基盤の整備、運営に関する事務等（医療ＤＸ業務）を担うこととされている。

### 2 ポスト：理事（理事長ポスト）1名

[任期：6月（令和8年4月1日～令和8年9月30日）]

機構改組後任期：3年（令和8年10月1日～令和11年9月30日）（予定）

- ※1 理事長は、理事の互選により選任されます。
- ※2 医療法等の一部改正法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（以下「機構法」という。）に基づき、機構の医療DX業務の方針を決定する機関として、運営会議を設置する予定であり、機構理事長は、運営会議により、選任されます。
- ※3 機構法の施行の際現に在職する支払基金の理事長は、その選任について厚生労働大臣の認可を受けた理事長とみなすこととされています。
- ※4 機構の理事長の任期は機構定款により、3年とする予定です。
- ※5 理事は再任されることがあります。

### 3 職務内容

理事長は、支払基金全体の業務処理状況を常に掌理し、支払基金を代表して関係機関と連絡調整を図りながら、支払基金の重要な経営方針を立案するとともに、常に改革に向けた意識を持って、社会保険診療報酬支払基金法、定款及び理事会の議決に基づき、次の支払基金全体の業務を総理する。

また、上記の業務に加え、機構法施行後は、医療DX業務について、機構法、定款及び運営会議の議決に基づき、機構全体の業務を総理する。

- (1) 人事・労務の業務を統括する。
- (2) 予算、決算、経理全般及び契約事務の適正な運営管理を行う。
- (3) 診療報酬の審査支払業務の適正な運営管理を行う。
- (4) 審査委員会の適正な運営管理を行う。
- (5) ICTを活用した審査の充実、業務効率化等を行う。
- (6) 高齢者医療、介護保険、子ども・子育て支援納付金、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、医師手当事業関係業務等の業務を統括する。
- (7) オンライン資格確認等システムの円滑な運営、マイナ保険証の利用環境の整備に向けた開発・運用を統括する。
- (8) 診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行うための、全国統一の共通的な電子計算プログラムである「共通算定モジュール」の開発や国民健康保険団体連合会・国民健康保険中央会との審査支払システムの共同開発等の事業を統括する。
- (9) 電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービス等の基盤を活用した全国医療情報プラットフォームの構築に向けた開発・運用を統括する。
- (10) 日本医師会、健康保険組合連合会等、関係団体との連絡調整等渉外業務を統括する。
- (11) その他必要な業務を統括する。

### 4 必要な資格・経験

- ・ 支払基金の理事として医療保険制度及び政府において進められている医療DXに関する十分な識見を有していると認められること。
- ・ 民間や公的組織において経費節減、サービス向上等の事業の改善、効率化に取り組んだ経験を有するなど、医療DX業務及び審査支払業務を担う組織の改革に関する意

欲や実行力、責任感を有していると認められること。

- ・ 組織のトップとしてリーダーシップを発揮した経験を有し、支払基金規模の組織を管理する十分なマネジメント能力を有していると認められること。
- ・ 支払基金及び機構新組織の事業運営に関する方針の立案及び中長期的視点に立った事業展開を図ることができる能力、経験を有していること。
- ・ 業務の中立性・公平性の妨げになるような利害関係団体の役職に就くことや、誤解を招くような接触を慎むことができる等、人格高潔で高い倫理観を有していると認められること。
- ・ 原則として就任時に65歳以下であること。

## 5 勤務条件

- ・ 勤務形態 常勤
- ・ 勤務地 支払基金本部（東京都港区新橋2-1-3）  
(本部移転に伴い、令和8年10月より江東区豊洲2-1-9に勤務地変更予定)
- ・ 勤務時間等 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・ 給与 年収約1,850万円程度（役員給与規程に基づく）
- ・ 福利厚生 健康保険、厚生年金、企業年金基金、健康診断

## 6 選考方法

公募により、次のとおり選考します。

### (1) 第1次選考（書類選考）

「履歴書」、「職務経歴書」及び「自己アピール文書」による書類選考とします。

なお、提出された書類に不備がある場合は、選考対象といたしません。

※ 第1次選考結果は、令和8年2月中旬までに、その合否について応募者全員にご連絡します。

### (2) 第2次選考（面接選考）

第2次選考は外部有識者から成る選考委員会による面接選考とし、令和8年2月下旬から3月上旬に行う予定です。

第2次選考合格者は、3月下旬に予定している理事会で選任議案として諮られます。

理事会で選任議決が得られた場合には、厚生労働大臣の認可を受け、理事として決定されます。

なお、理事として決定された後、理事の互選により理事長を選任します。

※ 第2次選考結果は、3月中旬までに、その合否について第2次選考を受けた方全員にご連絡します。理事への正式決定は、理事会での選任議決が得られ、厚生労働大臣の認可を受けられ次第、ご連絡します。

#### 【社会保険診療報酬支払基金法(抜粋)】

第10条 理事長は、理事の互選によって、これを定める。

第11条 役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### 【社会保険診療報酬支払基金定款(抜粋)】

(役員の職務及び権限)

第5条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理する。

(役員の選任)

第6条 理事長は、理事の互選によって、これを定める。

2 理事及び監事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から理事会で選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とする。

5 役員の選任については、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

#### 【医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(抜粋)】

第11条 機構に役員として、理事長、理事、審査支払運営委員及び監事を置く。

第12条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

第13条 理事長及び理事は、運営会議が選任する。

第14条 役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### 【医療法等の一部を改正する法律附則(抜粋)】

第21条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の際現に在職する支払基金の理事長、理事(次項に規定する理事を除く。)又は監事である者は、それぞれ第5号施行日に機構法第14条第1項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

(3) その他

選考の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

## 7 応募方法

### (1) 応募書類

次の書類を支払基金人事部宛て簡易書留により郵送又は直接持参してください。郵送の場合は、封筒の表に「社会保険診療報酬支払基金理事長応募」と朱書きしてください。

○履歴書（J I S 規格履歴書に最近3か月以内に撮影した写真を貼付のうえ、応募動機、学歴、資格、連絡先等の必要事項を詳細に記載してください。また、理事就任後、現在の役職を継続する場合又は新たに他組織の役員等に就任する予定がある場合は、「本人希望記入欄」に記載してください。）

○職務経歴書（任意様式により、職務経歴（前4の「必要な資格・経験」に該当する経験等に係る記述を含む。）を記載してください。）

## ○自己アピール文書

テーマ「支払基金で自分が貢献できること」

### 【作成要領】

- ・ 1,500字以上2,000字以下（文字数厳守）とする。A4版、横書き。
- ・ 前3「職務内容」及び前4「必要な資格・経験」を踏まえて、支払基金の理事長として自分が貢献できることを記述してください。

※ 応募書類は自筆・パソコンいずれをもって作成していただいても結構です。

## (2) 送付先

〒105-0004

東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 人事部

## (3) 応募期限

令和8年2月9日（月）必着

## 8 欠格事由

定款第8条に定める欠格事由に該当する場合は、役員となることはできません。（兼業を禁止するものであり、応募の段階での要件ではありません。）

### 【社会保険診療報酬支払基金定款（抜粋）】

（役員の欠格条項）

第8条 政府又は地方公共団体の職員（保険者たる地方公共団体の職員及び非常勤の職員を除く。）は、役員となることができない。

## 9 その他

- ・ 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用いたしません。  
なお、応募書類は返却しませんのでご了承願います。
- ・ 最終合格者には、健康診断書（過去1年内に受診した健康診断結果の写し）を提出していただきます。

## 10 問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金 人事部 牧井、田邊、入澤  
(電話03-3591-7441)